

産業文化会館を臨時休館します

8月14日(土)は、設備点検実施のため臨時休館となります。

▶問い合わせ 生涯学習スポーツ課 ☎556—8319

納期のお知らせ(7月分)

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)

固定資産税・都市計画税・・・2期
国民健康保険税・・・1期
後期高齢者医療保険料・・・1期
介護保険料・・・1期

納期限 8月2日(月)

- 市税などの納付には、「安心！ 確実！ 便利！」な口座振替をご利用ください。
- 納付の相談は随時窓口で実施しています。

▶問い合わせ 税務課 納付担当(内線 236・237)

夏季の節電にご協力を

今年の夏も厳しい暑さが予想されます。熱中症などの体調管理に十分気を付けながら、無理のない範囲で各家庭でも節電の取り組みをお願いします。

家庭でできる節電対策

- エアコンを使用する場合は28度を目安にし、設定温度を上げてみましょう。扇風機や送風機を併用すると、冷房効率が上がり、より効果的です。
- 使用していない照明を小まめに消しましょう。
- 長時間使用していない電気製品のプラグをコンセントから抜きましょう。

▶問い合わせ 環境課 ☎556—9530

夏のエコライフDAYにご参加ください

「1日環境に良いことをする日」を決めて、チェックシートを基に、省エネ・省資源など環境に配慮した生活を送るエコライフDAY。市では、この取り組みに参加する団体を募集しています。

▶対象 参加者3人以上の自治会、企業、その他の団体

▶その他 個人で参加される場合は、環境課または各公民館で配布しているチェックシートに記入してください。7月30日(金)までに同課に持参するか行田環境市民フォーラムの協力により各公民館に設置している回収ボックスに提出してください。

▶申し込み・問い合わせ 同課 ☎556—9530

各種相談 (7月15日～8月14日)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、急きょ中止または延期とする場合があります。

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	7月27日(火) ※予約は7月1日(木)から 8月12日(木) ※予約は7月15日(木)から	午前9時30分～正午 午後1時30分～4時	地域活動推進課 (内線252)
行政機関に対する意見・要望	産業文化会館 2階会議室	7月19日(月)	午後1時30分～3時30分	
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター (内線495)
結婚	VIVAぎょうだ	8月8日(日)	午前10時～正午	NPO法人行田結婚支援センター ☎090—2416—9692
不動産	市役所	7月20日(火)	午前9時～11時30分	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会北埼玉支部 ☎562—5900
相続、遺言、離婚、日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	8月11日(水)※予約制	午後1時～4時	埼玉県行政書士会埼玉支部 ☎564—0104
夫婦関係・DVなど(予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556—9301
内職	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時～午後5時	商工観光課(内線383)
税務(予約制)	関東信越税理士会行田支部(市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付けは毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会行田支部 ☎554—1411
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	税務課(内線236・237)
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	7月27日(火)、8月10日(火)	午後5時15分～7時	水道課 ☎553—0131

7、8月の連休中のごみ収集日にご注意ください

7、8月の連休中の市内全域のごみ収集日程は次のとおりです。連休中は燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみの収集はありませんので、ご注意ください。なお、3月ごろまでに購入されたカレンダーの場合、7月19日(月)や8月11日(水)が祝日と表示されていることがありますが、祝日法の改正により両日ともに平日ですので、7月19日(月)および8月11日(水)のごみ収集は通常どおり行います。

種類	7月19日(月)	7月22日(木)	7月23日(金)	7月24日(土)	7月25日(日)	8月7日(土)	8月8日(日)	8月9日(月)	8月10日(火)	8月11日(水)
燃やせるごみ									全地区収集	
燃やせないごみ		休	休	休	休	休	休	休		通常どおり
粗大ごみ(※)、有害ごみ	通常どおり									
缶・ビン類		通常どおり	通常どおり			該当なし		通常どおり	通常どおり	
紙・布類		該当なし	該当なし	通常どおり		通常どおり		該当なし		

※第4木曜日(7月22日)が粗大ごみの収集日に当たる地区は、7月29日(木)に振替収集があります。
第4金曜日(7月23日)が粗大ごみの収集日に当たる地区は、7月30日(金)に振替収集があります。
第2月曜日(8月9日)が粗大ごみの収集日に当たる地区は、8月10日(火)に振替収集があります。

▶問い合わせ 環境課 ☎556—9530

集積所の美化にご協力ください

最近、生ごみが袋に入れられずそのまま集積所に放置されている事案が多発しています。カラスや野良猫があさるなどして路上に散乱し、悪臭や交通の妨げの原因となります。

集積所は、各地区の衛生協会やアパートなどの管理会社(以下、「管理者」という)の責任により管理されています。集積所を利用する方は、管理者が管理しやすいよう、正しい分別を守り集積所の美化にご協力をお願いします。なお、管理者は、居住者への分別ルールの周知および不適正排出物の処理を徹底するようお願いいたします。

分別のポイント

- 燃やせるごみは紙袋に、燃やせないごみはビニール袋に入れましょう。
※食べ残し、割りばし、紙パックは紙袋に入れ、燃

やせるごみとして出してください。

- 粗大ごみ・有害ごみ・資源物(缶ビン類、紙布類)は、燃やせるごみ・燃やせないごみの集積所とは別に、お住まいの地区に1～2箇所程度設置されています。
※缶、ビンは燃やせないごみの集積所には出せません。必ず資源物に区分してください。
- 家電リサイクル法に定める品目(テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機)や建築資材(木材、障子、ドアなど)は粗大ごみ集積所には出せません。
※廃棄物処理業者に処理を依頼するなど、適正に排出してください。

▶問い合わせ 環境課 ☎556—9530



ごみ分別マニュアルはこちらからご覧ください。

▼問い合わせ 環境課 ☎556—9530

さしあげます

▷マージャンパイ ▷足湯器 ▷芝刈り機 ▷そば打ち台 ▷座卓 ▷掃除機 ▷チャイルドシート ▷卓上電気スタンド ▷本棚 ▷FAX用インクフィルム ▷ホットプレート ▷ソファ

ゆずってください

▷ミシン ▷赤ちゃん用スウィングベッド ▷大人用自転車 ▷卓球台 ▷ラジオ ▷ベビーゲート ▷子ども用自転車(女の子用) ▷車いす ▷炊飯器(一升炊き) ▷ベビーチェア ▷ベビーカー(双子用) ▷リヤカー ▷エアコン ▷耕運機(手持ち式) ▷子ども用自転車(ペダルなし) ▷電子レンジ ▷パソコン

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。また、やり取りは無料で、登録期間は3カ月です。
なお、写真がなくても登録はできますが、写真を提供していただける方は、登録受け付けの際、その旨を申し出てください。

不用品情報(無料)